

金田小学校いじめ防止基本方針

学校としていじめに対して

- ・いじめを見逃さない、許さない姿勢を持つ
- ・いじめられた子を守る

ア いじめに関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの子どもにも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが必要である。いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める。

とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践するようにする。

イ いじめとは

○ いじめの定義を理解する

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「いじめ防止対策推進法 第2条」より】

○ いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員が持つべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

ウ 未然防止

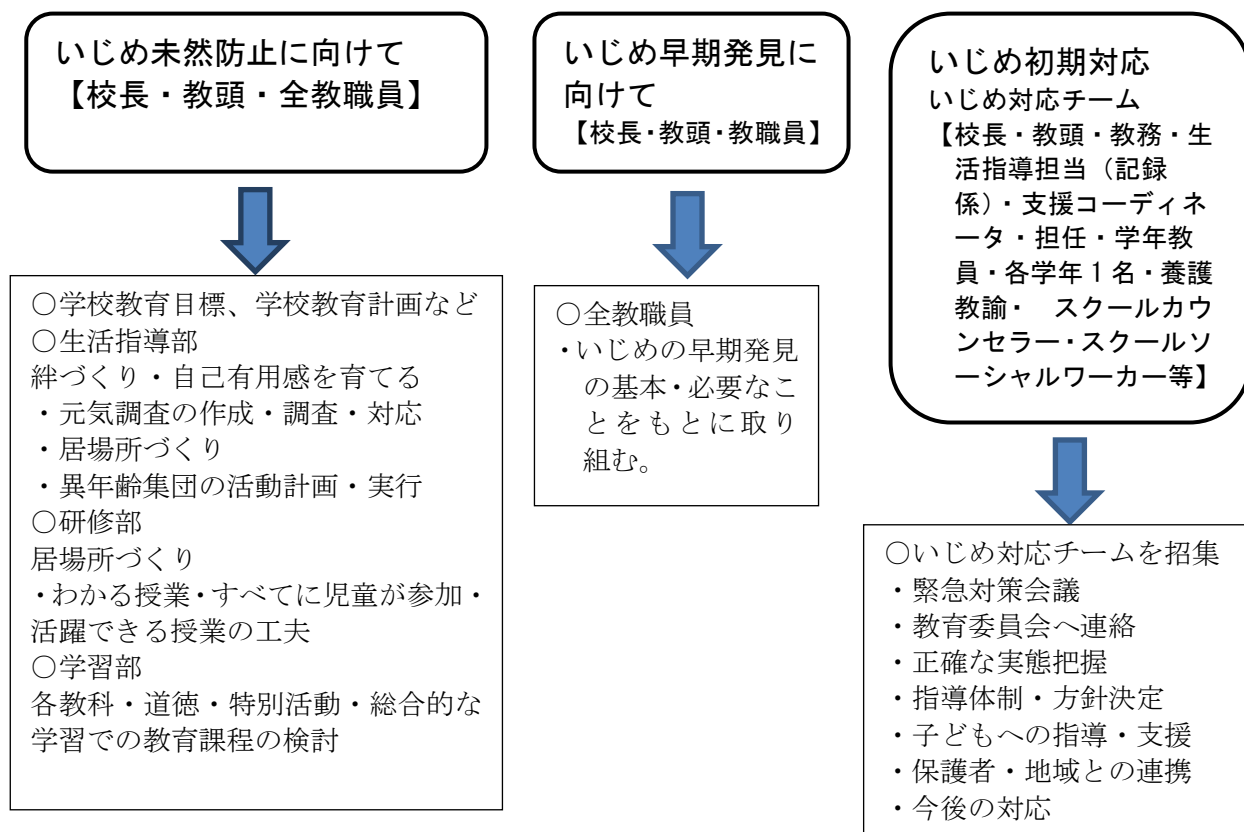
○ 未然防止の基本的な考え方

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことが大切である。

居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進めていくことにより、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれるならば、児童が、様々なストレス（ストレスをもたらす要因）に囲まれていたとしても、いたずらにストレスにとらわれることは減る。

互いに認め合える人間関係・学校風土を自ら作り出していく児童を育てることが未然防止の第一歩である。

○ いじめ防止に向けての組織（チーム）



・ 早期発見のために（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないために）

○ 早期発見の基本について

1. 児童のささいな変化に気づく
2. 気づいた情報を確実に共有する
3. 情報に基づき、速やかに対応する
4. 児童の変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかくながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避ける

○ 早期発見に必要なこと

1. 気になる変化が見られる、遊び・ふざけなどに見えるものでも気になる行為がある等の場合、聞き取り等をし、その内容を教職員がいつでも共有できるようにする
2. 日々の観察
3. 養護教諭や支援学級担任、専科担任等との情報共有
4. 保護者・地域にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握する
5. 学期毎に元気調査を実施し、全教職員で結果を共有する。

エ 発見したいじめに対する対処

○ 対処のしかたについての基本

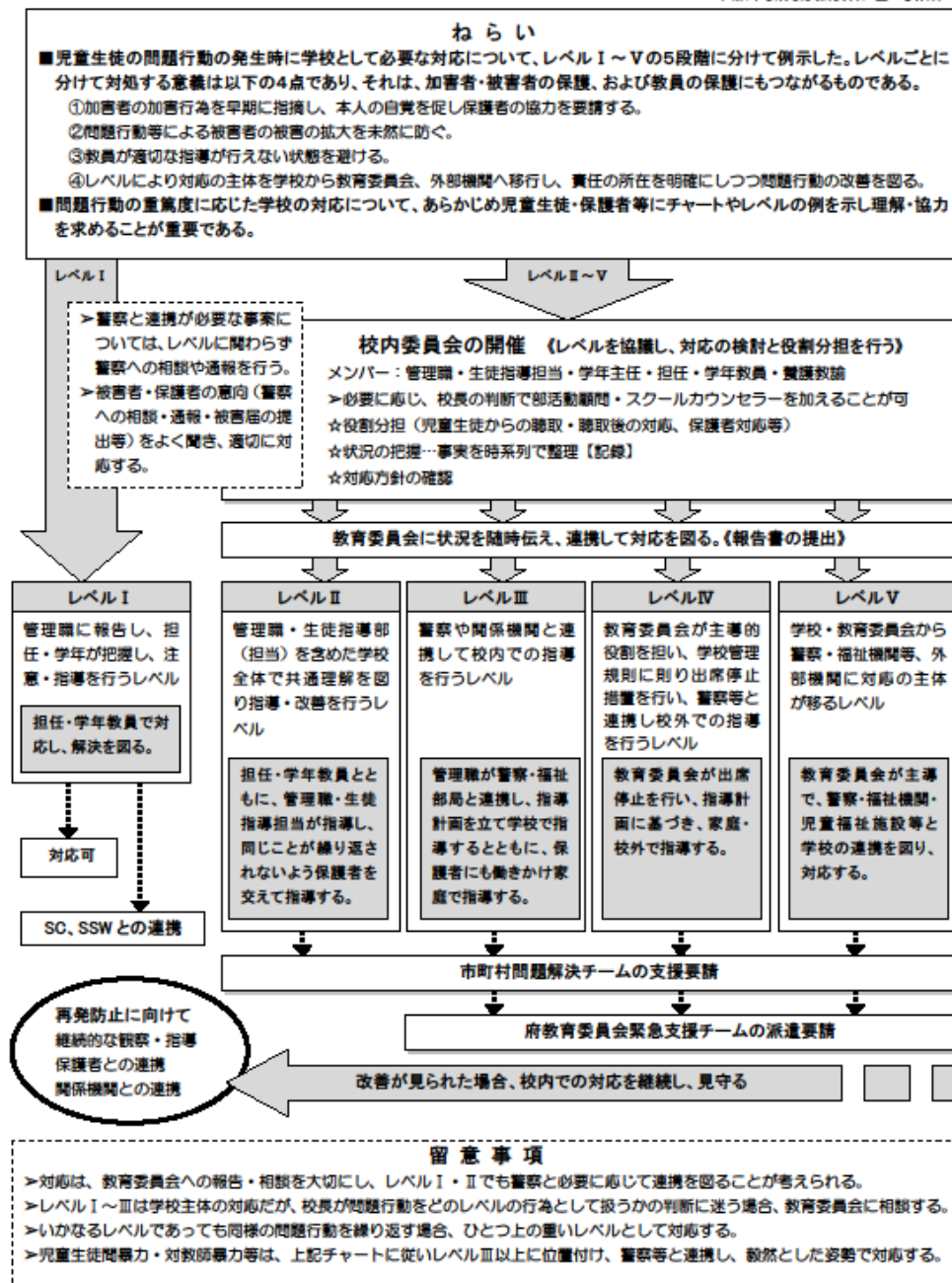
いじめの対策のための「組織」が、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行う。いじめであると判断されたら、被害児童のケア、加害児童の指導など、問題の解消までこの「組織」が責任を持つ。

問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものではない。児童の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消になるという考え方で動き、その後の経過も見守り続けるようにする。

①早期発見の基本的な流れ

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

大阪市教育委員会資料に基づき作成



※レベルの判断にあたっては、「学校における生徒指導の体制について」(守口市教育委員会)を踏まえつつ行う。

②いじめ発見時の対応

1、いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

- ・いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないようにするなど、状況に応じて場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。
- ・状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

2、事実確認と情報の共有

- ・管理職は、情報を集め、対応チームを招集し、指示をする。
- ・いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ・短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- ・子どもが帰宅した後等にいじめ事案が発覚した際には、まずは被害児童やその保護者に対し、聞き取り調査の事項、対象や方法を伝えるとともに、その結果に当たっては被害児童やその保護者の意向を尊重する。

把握すべき情報

- ◆誰が誰をいじめているのか？ …【加害者と被害者の確認】
- ◆いつ、どこで起こったのか？ ……………【時間と場所の確認】
- ◆どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？【内容】
- ◆いじめのきっかけは何か？ ……………【背景と要因】
- ◆いつ頃から、どのくらい続いているのか？ ……………【期間】

要注意

子どもの個人情報、その取扱いに十分注意する

③継続した指導

- ・いじめが解消した（適切な措置により一定の解決を図った後、3か月以上経過）と見られる場合でも、引き続き経過観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。
- ・教育相談、日記、手紙などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。
- ・いじめられた子どもの良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ・いじめられた子ども、いじめた子ども双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ・いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

○ネット上のいじめについて

学校で対応することが困難と判断した場合には、教育委員会と相談しながら対応を考える。必要に応じて関係機関の協力を求めたり、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報したりするなど、外部の専門機関に援助を求める。

学校以外のいじめ相談窓口

○守口市教育センター [TEL:06-6997-0703](tel:06-6997-0703) FAX:06-6995-2507

○いじめホットライン（子ども） [TEL:06-6992-0177](tel:06-6992-0177)

○電話教育相談（保護者） [TEL:06-6992-6346](tel:06-6992-6346)

○メールによる相談（子ども・保護者） soudan@moriguchi-osk.ed.jp

○LINE 教育相談（子ども） アカウント名：守口市 LINE 教育相談・ID@kef2467j

○大阪府すこやか教育相談 24 [TEL:0120-0-78310](tel:0120-0-78310)

オ 年間計画

時期	活 動 内 容
1 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・保護者へいじめ防止基本方針および相談窓口周知 ・ いじめ防止のための教職員共通理解を図るための研修会の実施 ・ 家庭訪問（家庭での様子の把握） ・ 校外学習にむけた活動 ・ なかよし班編成 ・ 元気調査実施・結果分析 ・ 個人懇談（保護者との情報共有）
2 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運動会に向けての児童会活動 ・ 情報モラル研修会の実施 ・ オリエンテーリングに向けてのなかよし班活動 ・ 庭窪中学校区ふれあいフェスタに向けての児童会活動 ・ 個人懇談（保護者との情報共有） ・ 大なわ大会に向けてのなかよし班活動 ・ 元気調査実施・結果分析
3 学期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 元気調査実施・結果分析 ・ 年間の取り組み検証・振り返りについての研修会の実施
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ クラスにおける目標・よいところ探しなど安心できる学級づくり（人格教育の徹底） ・ なかよし班活動 ・ 児童が活躍できる場づくり ・ 気になる児童の情報交換（校内支援委員会）及び教職員間の共通理解（各学期はじめに研修を行う） ・ 道徳・各教科において自尊感情を養う ・ 人権教育校内研修会（授業研、講演会等）の実施

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第 22 条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

●学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第 22 条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

●調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合があったとしても、事実にしかりと向き合う姿勢が重要。
- ※ 学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

●いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

●調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

●調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力